

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十九号）（建築安全課）

一 趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴う埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部改正

二 内容

法律に幼保連携型認定こども園が位置付けられたことを踏まえ、全ての規模の幼保連携型認定こども園を建築物移動等円滑化基準に適合すべきこととする

三 施行期日

公布日